

石巻市老人クラブ等活動費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正	現 行										
(補助金の額) 第4条 補助金の交付額は、クラブに対するものは次の各号に掲げる額の合計額とし、連合会に対するものは予算の範囲内で市長が別に定める額とする。 (1) 均等割額 20,000 円 (2) 会員割額 1,500 円×会員数 別表 (第4条関係) 削除	(補助金の額) 第4条 補助金の交付額は、クラブに対するものは別表に定めるとおりとし、連合会に対するものは予算の範囲内で市長が別に定める額とする。 別表 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 員 数</th><th>補 助 金 年 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以上35人未満</td><td>34,000円</td></tr> <tr> <td>35人以上70人未満</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>70人以上100人未満</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>100人以上</td><td>70,000円</td></tr> </tbody> </table>	会 員 数	補 助 金 年 額	10人以上35人未満	34,000円	35人以上70人未満	50,000円	70人以上100人未満	60,000円	100人以上	70,000円
会 員 数	補 助 金 年 額										
10人以上35人未満	34,000円										
35人以上70人未満	50,000円										
70人以上100人未満	60,000円										
100人以上	70,000円										